

改正石綿則のポイント

石綿（アスベスト）による健康障害の予防対策の一層の推進を図るため、平成17年（2005年）に石綿障害予防規則（石綿則）が制定され、これに基づく措置が事業者等に義務付けられています。

しかしながら、石綿則で義務付けられている作業開始前の石綿含有の有無の事前調査など、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置が実施されていない事例が散見されたことから、解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年（2020年）7月に石綿則が改正されました。

◆ 石綿則の改正ポイント

改正ポイント1 工事前に石綿含有の有無を調べる事前調査について

- ◆ 建築物の解体・改修・リフォームなどの工事対象となる全ての材料について、石綿（アスベスト）含有の有無を設計図書等の文書と目視で調査するとともに、その調査結果の記録を3年間保存する必要があります。
(令和3年（2021年）4月～)
- ◆ 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等が行う必要があります。
(令和5年（2023年）10月～)



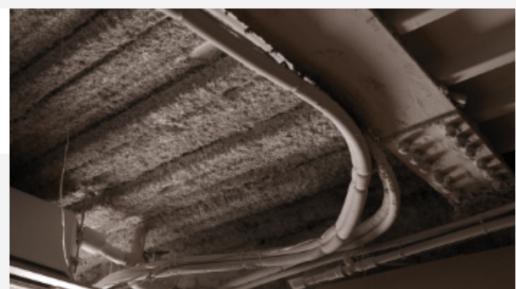
改正ポイント2 工事開始前の労働基準監督署への届出について

- ◆ 吹付石綿に加え石綿（アスベスト）が含まれる保温材などの除去等の工事は14日前までに労働基準監督署に届け出る必要があります。
(令和3年（2021年）4月～)
- ◆ 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システムで届け出る必要があります。
(令和4年（2022年）4月～)



改正ポイント3 吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事について

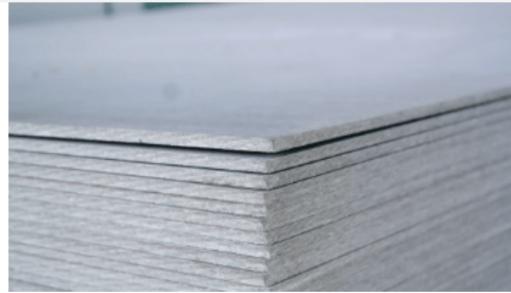
- ◆ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者が石綿（アスベスト）等の取り残しがないことを確認する必要があります。
(令和3年（2021年）4月～)



改正ポイント4

石綿含有成形板等・仕上塗材の除去工事について

- ◆ 石綿（アスベスト）が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場を隔離する必要があります。（令和2年（2020年）10月～）
- ◆ 石綿（アスベスト）が含まれている成形板等の除去工事は、原則切断、破碎等によらない方法で行う必要があります。（令和2年（2020年）10月～）
- ◆ 石綿（アスベスト）が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事では、作業場を隔離する必要があります。（令和3年（2021年）4月～）



改正ポイント5

写真等による作業の実施状況の記録について

- ◆ 石綿（アスベスト）が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存する必要があります。（令和3年（2021年）4月～）



施行開始スケジュール

各種規制の施行開始スケジュールは以下の通りです。早めの対策をお願いします

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		7月	10月	4月	4月
事前調査方法の明確化	改正石綿規則・安衛規則の公布	周知	令和3年 4月施行		
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用		周知	令和3年 4月施行		
事前調査・分析調査を行う者の要件新設		周知・事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）			令和5年 10月施行
事前調査・分析調査結果の記録等		周知	令和3年 4月施行		
計画届の対象拡大		周知	令和3年 4月施行		
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設		周知、電子届出システムの開発		令和4年 4月施行	
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化		周知	令和3年 4月施行		
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設		周知	令和2年 10月施行		
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設		周知	令和3年 4月施行		
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）		周知	令和2年 10月施行		
労働者ごとの作業の記録項目の追加		周知	令和3年 4月施行		
作業実施状況の写真等による記録の義務化		周知	令和3年 4月施行		
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮		周知	令和3年 4月施行		